

居住者名簿の作成及び運用等に関する細則

2016（平成28）年6月1日 制定施行

（細則の目的）

第1条 この細則は、滝山住宅管理組合（以下「管理組合」という。）規約（以下「規約」という。）第2条の定めに基づき、滝山分譲住宅（以下「対象物件」という。）の居住者名簿の作成及び運用等に関して必要な事項を定めることにより、緊急事態又は災害等の発生時における連絡又は安否の確認等の円滑化を図るとともに居住者の個人情報の保護を図ることを目的とする。

（主体）

第2条 居住者名簿（以下「名簿」という。）の作成及び運用等は、対象物件の居住者の個人情報（以下「情報」という。）の保護に対する十分な注意を払い、管理組合がこれを行うものとする。

（協力義務及び更新）

第3条 対象物件の住宅の世帯主は、新規入居時のほか、管理組合の指示があった場合には、別記様式として指定された居住者名簿届に記載された名簿の作成又は更新のために必要となる住戸内の情報の届出に協力しなければならない。

2 前項に規定する届出を行わない住宅があり、かつ、当該住宅の世帯主を特定することができないときは、管理組合は、当該住宅に居住する任意の者に対して、届出の協力を求めることができる。

3 第1項に規定する居住者名簿届は、概ね5年ごとに更新するものとする。

（利用の目的）

第4条 名簿は、次の各号に掲げる目的に限って利用するものとし、他の目的に供してはならない。

一 侵入事件、漏水事故その他の事故等又は異常事態の発生時において緊急連絡を行う場合

二 防災計画の立案等に際して、災害発生時に優先的な救出が求められる入居者の把握及び確認を行う場合

三 災害発生時における入居者の安否の確認を行う場合

四 管理組合が管理業務を遂行するために必要となる連絡を行う場合

五 警察機関からの要請に基づき、情報の提供を行う場合

六 一号から五号に掲げるもののほか、対象物件の管理又は使用に関する問題等の解決のために名簿を利用することが有効である旨の理事会の決議があった場合

2 第1項第二号に規定する入居者の情報については、理事会の決議を経て、滝山自主防災組織に提供することができる。

3 第1項第五号に規定する場合において、理事会決議を経る時間的余裕がないときは、理事長の判断に基づくことができる。この場合において、理事長は事後速やかに理事会にその旨を報告しなければならない。

（保管及び運用）

第5条 名簿は、居住者名簿届の原本を簿冊の形式で綴じ込んで作成する。

2 管理組合は、管理事務所内で名簿を保管しなければならない。

3 管理組合による名簿の利用は、前条第1項第三号に規定する場合を除き、管理組合の理事が2名以上で行うものとする。

4 前条第1項第三号及び第五号に規定する場合を除き、居住者名簿届けの原本の複写を行ってはならない。

5 入居者の退去又は名簿の更新等により不要となった居住者名簿届の原本については、シュレッダー等を用いた確実な方法で廃棄するものとする。

(守秘義務)

第6条 名簿を利用した理事又は組合員等は、正当な理由がある場合を除き、それにより知り得た入居者の秘密を漏らしてはならない。組合員等でなくなった以降においても、同様とする。

(閲覧の禁止)

第7条 名簿は、いかなる場合も閲覧の対象としないものとする。

(細則外事項)

第8条 この細則に定めのない事項については、規約又は他の細則の定めるところによる。

(細則の改廃)

第9条 この細則の変更又は廃止については、総会の決議を経なければならない。ただし、細則の変更が規約の変更を必要とする事項であるときは、規約の変更を経なければ、これを行うことができない。

(細則原本)

第10条 この細則を証するため、この細則の制定を決議した総会の議長及び議長の指名する2名の組合員が署名押印した細則を1通作成し、これを細則原本とする。

附 則

(細則の発効)

第1条 この細則は、平成28年6月1日より効力を発する。